

令和元年

第3回市議会定例会 議案第13号

市立函館病院高等看護学院の授業料，入学料および入学検定料
条例の一部改正について

市立函館病院高等看護学院の授業料，入学料および入学検定料条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

市立函館病院高等看護学院の授業料，入学料および入学検定料
条例の一部を改正する条例

市立函館病院高等看護学院の授業料，入学料および入学検定料条例（
平成5年函館市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（授業料等の減免）」に改め，同条中「授業料」
の後ろに「および入学料」を加える。

別表中「26,000円」を「30,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。ただし，第5条の改
正規定は，規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和2年3月31日において現に市立函館病院高等看護学院（以下
「学院」という。）の学生であった者に係る授業料の額は，改正後の
別表の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日以後において学院に転入学した者に係る授業料の
額は，改正後の別表の規定にかかわらず，当該者が転入学した年次に
属する在学者に係る額と同額とする。

(提案理由)

市立函館病院高等看護学院の授業料の額を改定し、および大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴い、入学料を減免することができることとするため